「大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務」
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

この実施要領は、大和高田市（以下「本市」という。）が「大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

２．委託業務の名称

大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務（以下「調査業務等」という。）

３．委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

４．見積金額の限度額

金３，０００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

５．参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、参加資格確認後に、資格要件を満たさなくなった場合は参加資格及び交渉権を取り消す場合がある。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（４）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

（５）過去５年間において、子ども・子育て支援事業計画を含むこどもに関わる事業計画の策定に関する業務の元請け実績があること。
（６）大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。
（７）プロポーザル参加事業所又は提案する担当部署がＩＳＭＳ認証（ＩＳＯ２７００１）を取得していること。

６．参加申込書の提出
（１）提出書類
①参加申込書（様式１）
②誓約書（様式２）
③企業概要及び過去５年間の調査業務等の実績（様式３）
※会社の概要の分かるパンフレット等を添付すること。
※「５．参加資格要件」の（５）に掲げる資格があることが判断できる実績を記載すること。実績は元請けとして受注したものに限るものとし、下請け、協力会社、再委託先等、元請けとして受注していないものは実績として認めない。業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付すること。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、企画提案書等の提出を認めず、非選定とする。
④見積書
⑤ＩＳＭＳ認証（ＩＳＯ２７００１）の登録証の写し
⑥暴力団排除に関する誓約書（様式７）
（２）提出部数
各１部
（３）参加申込関係書類の配布
本市ホームページより取得
（４）提出方法
持参又は郵送
※郵送の場合は提出期限日必着とし、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。
（５）提出期限
令和７年６月３０日（月）必着
※持参の場合は平日９時から１７時まで受け付ける。
（６）事前審査
参加申し込みが多数となった場合、過去５年間の調査業務等の実績及び見積価格の審査を行い、プレゼンテーション審査を行わず選定の対象外とする場

合がある。なお、その場合は、令和７年７月３日（木）までに、電子メールで通知する。

（７）参加辞退

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式４）を提出すること。

７.質問の受付及び回答

（１）質問の受付方法

プロポーザルについて不明点がある場合は、質問書（様式５）により電子メールで行うこととし、電話やFAX、来庁による質問は受け付けない。

（２）提 出 先：kodomokatei@city.yamatotakada.nara.jp

件名を「大和高田市こども計画プロポーザル質問書」とすること。

（３）提出期限：令和７年７月７日（月）１７時必着

（４）質問の回答

すべての質問に対する回答は、令和７年７月９日（水）までに本市ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しない。

８.企画提案書等の提出

企画提案書等を提出できるのは、「６.参加申込書の提出」で参加申込みをした事業者（事前審査を実施した場合、選定対象外となった事業者を除く。）のみとする。応募に際して、「調査業務等」についての具体的な企画提案を求める。なお、１部（正本）は表紙に社名を記載し、９部（副本）は社名が特定できる表記をしないこと。正本はダブルクリップ止めとし、副本はダブルクリップ止めの他、ホチキス止め、紐で綴る等でもよい。④企画提案書を含めＡ４縦２０枚（①企画提案書等提出届（様式６）は枚数に含めない）までとし、各頁の下部中央に頁番号を記載し、文字サイズは１１ポイント以上とすること。④企画提案書以外は、両面片面印刷どちらでも可とする。

（１）提出書類

①企画提案書等提出届（様式６）

②業務の実施体制（任意様式）

③業務工程表（任意様式）

④企画提案書（任意様式）（Ａ４両面印刷で１０枚まで）

⑤見積書（任意様式）

※別紙「仕様書」の全ての業務（企画提案書の内容を含む）に要する費用の内訳及び合計額（税抜額及び税込額）を記載し、人件費、直接経費等について、積算根拠を詳細に記載すること。

（２）提出部数

１０部（正本１部、副本９部）

（３）提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は提出期限日必着とし、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

（４）提出期限

令和７年７月１１日（金）必着

※持参の場合は平日９時から１７時まで受け付ける。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。また、提出書類は返却しない。

９.企画提案書等の作成方法

（１）留意事項

ア　企画提案書等は、１者につき１案とする。また、提案する内容は、全て企画提案書に記述すること。（プレゼンテーション時の追加書類の提出は認めず、プレゼンテーションのみで提案された内容は、審査対象外とする。）

イ　企画提案書等の作成にあたっては、審査項目（別紙）の項目及び内容、仕様書の内容に沿うこととし、また、専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。

（２）業務の実施体制

業務に携わる技術者等について記載すること。また、その実施体制をフローや模式図等を用いて簡潔に記載すること。

（３）業務工程表

業務にかかる工程計画作成にあたっては、開始時期を令和７年８月、完了時期を令和８年３月３１日とする。

（４）企画提案書（Ａ４両面印刷で１０枚まで）

以下ア～カの項目について必ず記入し作成すること。また、ア～カの項目ごとに段落を分けて記入すること。

ア　仕様書「５.業務内容」（１）について、本市こども計画策定にあたり必要なアンケート内容、対象者、実施方法、回収率を考慮した標本数、回収率を上げる方法等

イ　仕様書「５.業務内容」（２）について、ワークショップ（２回以上）の具体的な実施方法、テーマの設定、参加者が意見を出しやすくする

ための工夫等
ウ　仕様書「５.業務内容」（３）のア～カについての具体的な実施方法等
エ　仕様書「５.業務内容」（４）について、現状分析と課題整理の具体的な実施方法等
オ　仕様書「５.業務内容」（５）について、集計・分析の具体的な実施方法等
カ　仕様書「５.業務内容」（６）について、集計・分析結果の取りまとめの具体的な実施方法等

（５）その他
ア　提出された企画提案書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
イ　提出された企画提案書等の提出期限以降における再提出は認めない。
ウ　なお、提出期限内であっても、差し替えや追加は認めない。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査対象とする。
エ　提出書類について、この書類及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
オ　企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とする。

１０.審査について

大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務委託業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション内容の審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た企画提案者を優先交渉権者とする。（応募が１者の場合でもプレゼンテーションを実施する。）また、審査会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

（１）審査日
令和７年７月１６日（水）
※会場及び開始時刻については別途連絡する。

（２）発表時間
１企画提案者につき２０分以内とし、その後、審査委員との２０分程度の質疑応答を実施する。

（３）プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者

（４）当日の出席者

１企画提案者につき３名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）

（５）審査基準

「審査項目表」（別紙）参照

（６）その他

①プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等の内容のみとする。

②プレゼンテーションに必要な機材は、企画提案者が用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは、市が準備するが、企画提案者が用意したものを使用することも可能とする。

③企画提案者名は伏して行うので、入室者は、社章や名札等は身に着けず、発言の際は、自社名等を発しないように注意すること。

１１.選定について

（１）選定方法

「審査項目表」（別紙）に基づいた委員会の採点により、合計得点が最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。合計得点が最も高い企画提案業者が２者以上あるときは「創意工夫」の評価得点が高い企画提案者を選定する。ただし、最も高い企画提案者の合計得点が満点の６割未満の場合、審査委員会において協議し、選定しない場合がある。

（２）最終結果通知

最終選定結果は、令和７年７月下旬に、優先交渉権者及び次点交渉権者については、市ホームページにて公表する。なお、全ての参加事業者に郵送による書面での通知を行う。審査結果及び内容に関する問い合わせ、異議等については一切受け付けない。

１２.契約について

上記１１．で決定した優先交渉権者を市長が契約相手と認めたときは、契約内容及び仕様については、企画提案書等の内容を基に詳細を協議の上、契約の手続きを行うものとする。また、契約締結予定者は、契約の相手方であることを知った日から１０日以内の間に契約を締結する義務を負う。

（１）契約の締結

契約時の仕様書の内容は、プロポーザルに際し示した仕様書の内容に基づく。本業務においては、プロポーザルに際し示した仕様書の要件を全て満たすことを前提とする。なお、プロポーザルの企画提案において、

プロポーザルに際し示した仕様書に記載のない内容が提案され本市が有益な内容であると認めた場合、契約時に仕様書に追記する場合がある。

（２）次順位者との交渉

本市は、優先交渉権者と委託契約を締結できない事由が発生した場合又は交渉が調わない場合には、審査において次順位以下となった参加者のうち、 順位が上位であった者から本業務の委託について交渉を行うものとする。

（３）契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て受託業者の負担とする。

１３.その他留意事項

（１） 提案は、１事業者につき１案とする。

（２） 提出された企画提案書等は、一切返却しない。

（３） 提出期限後における書類等の差替え、再提出は認めない。ただし、審査のために委員会が必要と認め、資料の差替え、再提出を求める場合には、申請者は資料の補正、追加資料の提出に応じること。

（４） 参加申込書、質問書、企画提案書等の作成及び提出、その他この実施要領に基づく手続に係る一切の費用は、参加申込者の負担とする。

（５） 提出された参加申込書、質問書、企画提案書等、その他の提出資料は、事業者の審査及び選定以外に参加申込者に無断で使用しない。

（６） 企画提案書等を提出した後に自己の都合により、申請を辞退する場合には、参加辞退届出（様式４）をすること。なお、辞退者に対し、その後において不利益な取扱いを行うことはない。

（７） 提出された書類等は、大和高田市情報公開条例（平成１０年条例第２５号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となる。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合は、提出書類に含めて文書により申し出ること。なお、事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とする。

１４.スケジュール

内容	日程
公募開始日	令和７年６月１６日（月）
参加申込受付期限	令和７年６月３０日（月）
事前審査結果通知（応募者多数の場合のみ）	令和７年７月３日（木）
質問受付期限	令和７年７月７日（月）

質問への回答期限	令和７年７月９日（水）
企画提案書等提出期限	令和７年７月１１日（金）
審査（プレゼンテーション）	令和７年７月１６日（水）
審査結果通知（予定）	令和７年７月下旬
契約の締結	令和７年７月下旬

【問い合わせ先・提出先】
住所：〒６３５－８５１１　奈良県大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市　福祉部子育て支援室
こども家庭課　こども家庭グループ（担当：串﨑）
電話番号：０７４５－２２－１１０１（代）
電子メールアドレス：kodomokatei@city.yamatotakada.nara.jp